

# 近時の国家賠償請求訴訟の検討

弁護士 上里 美登利

1 2024年7月3日に最高裁判所大法廷判決が、旧優生保護法に基づく強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟において、改正前民法724条後段の除斥期間の適用を信義則違反、権利の濫用として排除したことは、まだ記憶に新しい。

本稿では、近時の国家賠償請求(以下「国賠請求」)訴訟からいくつかの最高裁判例を取り上げ、到達点ともいべき状況を確認したい。

2 国家賠償法(以下「国賠法」)1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と定める。

最も問題となるのは、公務員に違法性ないし過失が認められるのはどのような場合か、という点にあるといえよう。

この点に関する大前提として、行政処分取消訴訟における違法と国賠法上の違法との同一性について、最高裁平成5年3月11日判決(判例タイムズ833号113頁)は、違法性相対論に従い、かつ職務行為基準説を採用した。同判決の事案は、所得税の更正において所得金額を過大に認定した事案であったが、「そのことから直ちに国家賠償法一条一項という違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である。」と判示し、この規範部分は、その後複数の裁判例で用いられている。

3 次に、国賠請求が認められた近時の最高裁、高裁レベルの判断を概観することで、違法性ないし過失が認められた具体的事例を確認したい。

①大阪高裁令和元年9月26日判決(確定)(判例タイムズ1470号31頁)

税務署長において、滞納所得税等の回収のため

に、給料振込が想定される日の2日後に預金債権を差し押さえたことに対する国賠請求の事案である。大阪高裁は、実質的に差押を禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視できる場合には、当該差押は違法になるとし、本件差押の差押可能金額を超える部分はこれに該当しうるとしつつ、国賠法1条1項の過失は否定した。理由として、給料等の振込みにより成立した預金債権の差押が違法となるか、どのような場合に違法となるかについて、法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれており、いずれも相応の根拠が認められること等を挙げている。なお、国賠法の損害賠償は否定されたが不当利得返還請求は認められている。

これと似た差押処分に関する事例として、預金口座に振り込まれた児童手当相当額の不当利得返還を認めた広島高裁松江支部平成25年11月27日判決(確定)(金融商事判例1432号8頁)がある。広島高裁松江支部は、鳥取地裁平成25年3月29日判決(金融商事判例1419号51頁)が国賠法1条1項の違法を認めた部分を取り消したが、その理由として、金融機関口座に振り込まれた後、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとした最高裁平成10年2月10日判決(金融法務事情1535号64頁)を挙げている。

②東京高裁令和3年6月16日判決(確定)(判例タイムズ1490号99頁)

本件は、身体拘束を受けていない被疑者の取調べ中に、弁護人となろうとする者である弁護士が接見を求めたものの、被疑者にその事実を告げないまま検察官が任意の取り調べを継続したことに対して、慰謝料200万円及び遅延損害金の支払いを求めた国賠請求訴訟である。判決は、まず、刑事訴訟法30条1項の弁護人選任権から、被疑者は、身体拘束を受けていない段階にあっても接見交通権に準じて立会人なく接見する利益を有するものとした。その上で、接見交通権は弁護人等にとってその固有権の重要なものの1つであるとして最高裁昭和53年7月10日判決を引用した上で、本件の措置は国賠法1条1項の違法となるとし、10万円の慰謝料を認めた。

③大阪高裁令和3年2月4日判決(上告受理申立不受理)(判例タイムズ1495号88頁)

市民団体が開催する集会の参加者のために、労働組合が所有・使用するバスを運行し、乗車料を

取得したことについて、道路運送法4条1項の一般旅客自動車運送事業を経営したものであって、同条項違反であるとして警察官が労働組合の事務所等の捜索差押許可状を請求し、請求通りの捜索差押許可状が発付されたことなどに対する国賠請求の事案である。

判決は、本件バスによる運送行為は、一時的運送にすぎず、常時他人の需要に応じて反復継続し、又は反復継続する目的をもって運送行為をなすものとはいえないことが明らかであるとしたうえで、「捜査機関が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により導き出されたものとはいえないから、本件捜索差押許可状の請求は、その余の点について検討するまでもなく、違法であり、かつ、上記判断については、解釈が分かれ得るものでもない」として警察官の過失を認定した。

④最高裁令和5年10月26日判決(判例タイムズ1517号54頁)

拘置所に収容されていた被上告人が、収容中に受けた診療に関する診療録に記録されている保有個人情報の開示を請求したところ、同情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項所定の保有個人情報(同法第4章(開示、訂正及び利用停止)の規定を適用しないとされる情報)に該当し、開示請求の対象から除外されているとして非開示決定をしたことについて、その取消と国賠請求をした事案である。なお、本最高裁判決に先立つ第1次上告審(最高裁令和3年6月15日判決/判例タイムズ1489号29頁)は、被収容者の診療情報は、上記法45条1項所定の保有個人情報に当たらないと判断し、これを受けて、東京矯正管区長は、情報の一部を開示する旨の決定をしていた。

本令和5年最高裁判決は、本件決定当時公表されていた裁判例や情報公開・個人情報保護審査会の答申は、いずれも被収容者診療情報が同法45条1項所定の保有個人情報に当たるとの見解を採っていたとうかがわれ、かつ、その見解が不合理であるとまではいえず、決定当時の見解に相当の根拠がなかったとはいえず、東京矯正管区長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と判断したと認め得るような事情があるとはいえないとして、国賠法1条1項の違法を否定した。

⑤最高裁令和4年9月8日判決(判例タイムズ1504号18

頁)

本件は、固定資産評価審査委員会によるゴルフ場の固定資産評価方法が誤っているとして、適正な価格を超える部分の取消しを求めると共に国賠請求がされた事案である。最高裁は、原審が、当該土地のような特殊な場合の取扱いについて確たる先例があるとうかがわれず、固定資産評価審査委員会による解釈それ自体には一定の合理性が認められるとして、委員の職務上の注意義務違反を否定した判断を是認できないとした。そして、固定資産評価基準の定めや当該定め具体的な取扱いに関する通知の記載内容からして、委員会は評価基準の解釈適用を誤っており、他に委員会の見解に沿う先例や文献等の存在もうかがわれず、相当の根拠はないとし、国賠請求に関する部分につき、破棄の上原審へ差戻をした。

#### 4 若干の考察

近時の裁判例においても、過去の判例や通説の解釈に拠った処分等である場合は、国賠法上の違法ないし過失が認められる可能性は低い一方、法令等の定めから通常導かれる解釈に反する処分等については、国賠法上の違法ないし過失を認めているように見受けられる。

最高裁平成16年1月15日判決(判例時報1850号16頁)は、公務員の行為の過失が認められる場合について、「ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を遂行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに上記公務員に過失があったものとすることは相当ではない。」としており、基本的に、この枠組みからのアプローチがされているように見受けられる。